

薩高第1453号
平成30年9月6日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

薩摩川内市市民福祉部
高齢・介護福祉課長

厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型サービス）を位置付けた居宅サービス計画等の届出について（通知）

介護保険の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第18号の2の規定に基づき、居宅サービス計画に厚生労働大臣の定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型サービス）を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護（生活援助中心型サービス）が必要な理由を記載するとともに、市町村への届出が新たに必要となります。

つきましては、下記のとおり提出書類等について通知いたします。

記

1 提出書類

- (1) 厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型サービス）を位置付ける場合の届出書
- (2) 居宅サービス計画書（第1表～第7表）

2 提出期限

担当国会議終了後1ヶ月以内

3 提出先

高齢・介護福祉課介護指導グループ

4 届出の対象となる居宅サービス計画

平成30年10月以降に作成又は変更した居宅サービス計画のうち、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型サービス）を位置付ける居宅サービス計画

※ 厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護

① 届出の基準となる要介護度別の回数

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
回数	27回	34回	43回	38回	31回

② 届出の対象となる訪問介護の種類

生活援助中心型サービス（身体1生活1など身体介護に引き続き生活援助が中心となるものは対象外）

5 その他

本届出の趣旨として、平成30年5月10日付け厚生労働省老健局振興課長通知のとおり、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、訪問介護の利用回数が通常の利用状況からかけ離れている居宅サービス計画について、市町村への提出を義務付け、その居宅サービス計画について、市町村が地域ケア会議の開催等により多職種協働の検証を行うとされております。

そのため、届出された居宅サービス計画を作成した介護支援専門員におかれましては、市が主催するケアプラン会議に参加いただき、居宅サービス計画について説明いただく場合があります。ケアプラン会議への参加依頼については、別途連絡いたします。

■ 居宅サービス計画の検証についての手順

- (1) 定められた回数を超えた生活援助中心型サービスの訪問介護を位置づけたケアプランを作成した場合、担当者会議終了後1ヶ月以内に、1の(1)から(2)に記載の提出書類（届出書及び居宅サービス計画書）を高齢・介護福祉課介護指導グループに提出する。
- (2) 居宅サービス計画を作成した介護支援専門員が、ケアプラン会議に出席し、説明を行う。
- (3) ケアプラン会議メンバーからの意見を踏まえ、居宅サービス計画見直しの必要性について、検証を行う。
- (4) 見直しが必要と判断された場合、サービス内容の是正を行う。
- (5) 見直した居宅サービス計画を速やかに高齢・介護福祉課介護指導グループに提出する。

問合先

薩摩川内市 市民福祉部 高齢・介護福祉課
介護指導グループ 福留

電話 0996-23-5111（内線 2621）

メール kaigosido@city.satsumasendai.lg.jp